

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年12月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700065号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700024号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年9月1日から平成26年11月1日に訂正し、平成25年9月から平成26年10月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成25年9月1日から平成26年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年9月1日から平成26年11月1日まで

平成25年8月1日から平成26年10月31日までA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間について保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、当初、A事業所において平成25年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成26年9月に定時決定されているところ、平成26年10月27日付けで、当該定時決定の記録を取消し、平成25年9月1日に遡って同資格を喪失している上、平成29年4月11日付けで、当該平成25年9月1日に係る資格喪失記録を取消し、平成26年11月1日に戻って同資格を喪失していることが確認でき、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

また、日本年金機構から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、請求期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、請求者の当該事業所における最初の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)は、年金事務所において平成26年10月14日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁(当時)では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成21年3月17日付け庁保険発第0317001号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して資格喪失処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」(以下「連絡票」という。)を作成することとされているが、日本年金機構は、特定遡及管理簿によると、「連絡票なし」の記載があり当該事業所に係る連絡票は確認できない旨の回答をしていることから、年金事務所は

当該資格喪失届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成 25 年 9 月 1 日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 11 月 1 日に訂正し、平成 25 年 9 月から平成 26 年 10 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700051号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700010号

## 第1 結論

昭和48年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月及び同年5月

請求期間当時の状況は覚えていないが、平成29年5月に老齢年金を請求する手続のため年金事務所に行った際に、サラリーマンの妻は国民年金の免除を受けられないことを初めて知り、請求期間の免除記録を取り消す必要がある旨の説明をされ、免除記録が取り消されたが、この記録を元に戻す訂正をしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、当初、請求期間は、国民年金保険料の免除期間と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者が、老齢年金の受給資格期間が短縮されることとなった法律改正により、平成29年5月に老齢年金の裁定請求のために年金事務所を訪れた際に、国民年金保険料を申請により免除されるのは、国民年金の強制加入の被保険者であり国民年金保険料の納付義務を負う者であるが、請求期間当時、請求者は、元夫が厚生年金保険の被保険者であることにより国民年金の強制加入の被保険者としないとされていた者であることから、年金事務所は、国民年金保険料の免除期間を取り消し、未加入の期間に訂正することを請求者に説明した上で、平成29年5月25日に請求期間の記録を訂正する処理を行っている。

また、当該処理については、請求者が昭和53年7月以降、国民年金や被用者年金には加入しておらず、老齢年金の受給資格期間を満たしていなかったため、前述の法律改正が行われる前は、請求者、A市及び社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)が、長期間、請求者の国民年金の被保険者記録を確認し、訂正する機会を得ることが困難な状況にあったことがうかがえることから、請求期間当時から40年以上経過した後の処理ではあるものの、年金事務所が請求期間の記録を確認し、国民年金法の規定に即した内容とするために訂正を行ったものである。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、国民年金保険料の納付義務を負わない期間を国民年金保険料の免除期間に訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700059号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700023号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年11月15日から平成23年6月1日まで  
請求期間は、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成23年6月1日となっている。事業主から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、被保険者資格取得日を平成22年11月15日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された出勤記録、請求者が所持する詳細な勤務記録、及び複数の同僚の回答から判断すると、請求期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、A事業所は「平成23年6月分以降の厚生年金保険料は請求者の給与から控除していたが、平成23年5月分以前の保険料については控除しておらず、請求期間当時の給与明細書は平成22年12月及び平成23年5月のものしか残されていない。」と回答しており、提出された当該給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B市から提供を受けた請求者に係る給与支払報告書に記載された平成23年中の社会保険料控除額と、請求者の預金通帳に記載された給与振込額から推計される社会保険料控除額を比較検証したものの、平成23年5月分以前の厚生年金保険料が控除されていたとは確認できない。

さらに、請求期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる12人(請求者が名前を挙げた同僚を含む。)に照会し5人から回答を得られたところ、このうち4人が回答した自身が記憶する入社日は、オンライン記録上の厚生年金保険の資格取得日と相違しており、当該事業所は全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる上、当該4人のうち2人の同僚が、「厚生年金保険に加入していない期間の保険料は控除されていない。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料も控除されていなかったと推認される。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700068号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(昭和47年5月11日にB事業所として法人登記)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月1日から昭和58年4月1日まで

昭和46年4月から父が個人経営していたA事業所に勤務し、昭和47年5月に法人化してB事業所となった。その後、同事業所の代表取締役就任し、昭和58年3月まで営業していたが、年金記録によると、A事業所及びB事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

日本年金機構は、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録はないとしているが、間違いなく厚生年金保険の適用事業所であり、私も同保険に加入していたはずなので、請求期間を同保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB事業所に係る商業・法人登記簿謄本における請求者の役員就任記録から判断すると、請求者は、請求期間のうち一部の期間について、B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は確認できない。

また、B事業所に係る商業・法人登記簿謄本によると、請求者の父は、同事業所が設立された昭和47年5月11日から昭和55年4月1日まで代表取締役に就任していたことが確認できるが、オンライン記録によると、同人は、同事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録がない上、既に死亡していることから、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを裏付ける陳述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、B事業所に係る商業・法人登記簿謄本によると、請求者は、同事業所が設立された昭和47年5月11日に監査役、昭和54年4月30日に取締役に就任し、昭和55年4月1日からは代表取締役に就任していることが確認できる。請求者は、「当時の資料はない。厚生年金保険に関する届出及び保険料納付については、すべて税理士と事務員に任せていたため、私は分からない。」と述べている上、請求者は、業務を依頼していたとする税理士の名前を記憶しておらず、請求者が唯一記憶する当時の従業員で、社会保険事務を担当していたとする事務員についても、姓のみを記憶しており、個人を特定することができないことから、請求者の

請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することはできない。

加えて、請求者は、A事業所及びB事業所はC市の指名業者であり、厚生年金保険に加入していなければ指名業者になれなかったはずである旨の主張をしているところ、C市から提供されたC市指名競争入札工事等参加資格者名簿（昭和56年4月1日作製）の写しにおいて、B事業所の名称が記載されていることが確認できるが、同市は、「昭和56年4月1日より前の名簿は保管していない。また、厚生年金保険の適用事業所であることを競争入札参加資格登録の要件とする取扱いは、平成22年\*月\*日から開始されている。」と回答しており、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことをうかがわせる事情は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700066号  
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1700002号

## 第1 結論

昭和35年9月16日から昭和39年7月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月16日から昭和39年7月31日まで  
請求期間について、脱退手当金を受給しているとのことであるが、脱退手当金をもらった記憶はないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の請求者の氏名は、請求者が同事業所を退職した約4か月後の昭和39年11月25日に旧姓から新姓に変更されており、請求期間の脱退手当金が同年12月23日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失(昭和39年7月31日)した後、昭和47年8月まで公的年金に加入していない請求者が、請求期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。